

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月6日(木)午前9時30分から午前11時27分

2. 開催場所 役場2階第7・8会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(1人) 根橋 正美

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	非農地の承認について
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季

8. 会議の概要

(開会)

<赤羽事務局長>

本日の総会ですが、根橋推進委員さんが欠席となりますのでよろしくお願いします。

<新村職務代理>

どうもみなさんおはようございます。大変寒い中をご苦労様でございます。ただ今から辰野町農業委員会の総会を開催いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためましておめでとうございます。あまり2月にはいっても寒い日が続かないわけではありますけれど、農作物にはいくらか影響があるんじゃないかと思います。また、農政協議会のほうもこの間会議がありまして、農家台帳の配布をして、アンケートなども回収をする予定でございますので、質問等がありましたら農業委員の皆さん、推進委員の皆さん、ご指導をお願いしたいと思います。ただいまから総会を行いますのでよろしくお願いします。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

6番の一ノ瀬委員さんと7番の中村委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、2番は譲受人が同じでありますので、合わせてご説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

1番、大字伊那富…番地…にお住まいのAさん、伊那市高遠町大字西高遠…番地にお住まいのBさんが共同で所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積568㎡と、
2番、大字平出…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、
大字平出…番…、地目は田、面積686㎡および、
大字平出…番…、地目は田、面積192㎡を、
大字赤羽…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

譲受人のDさんは申請地を以前から貸借にて耕作しており、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は3388アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

1月12日に、古村推進委員とE不動産のFさんと私の3人で現地を確認いたしました。先ほどの事務局の説明の通りですけれど、この土地は…と…の間の道を進み、…を越えた先にあります。以前からDさんがビニールハウスを建てたりして貸借していた土地でありました。基盤整備済みでありますし、杭もきちんと確認できましたし、E不動産がなかに入っていることや、購入して今までどおりDさんが事業を進めたいということです、問題ないと考えておりますが、ご審議をお願いします。

<福島会長>

1番2番について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字大庭…番…、地目は畑、面積166㎡に通路用地を新設するための申請でございます。

申請者は、申請地に隣接する畑を耕作していますが、進入路が狭く、出入りに不便なため、通路を新設したい計画です。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共的施設、B及びCがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

地図に出てきます5条の4番と一緒に案件ですので、同時にお聞きいただきたいと思います。Aさんは4条……の下に宅地があるわけですが、今までは……のほうへちょっと行った所にあるDさんとEさんの間の通路を借地として借りて、宅地へ入っていったわけですが、車が大きくなったこともありまして、申請のある4条の土地と5条の土地を合わせて通路用地にしたいということで申請がありました。1月15日に宇治推進委員と現地を確認いたしました。4条についても5条についても、分筆をしている土地でありまして、境界の杭も入っておりますので、確認をいたしました。以上です。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

千葉県流山市加^{ながれやまし}か……丁目……番地の……にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字大道上……番……、地目は畑、面積160㎡を、

大字伊那富……番地にお住まいのBさんが取得し、駐車場として住宅敷地を拡張するための申請であります。

譲受人のBさんは、申請地東側(地図で色塗りをした箇所)の住宅に生活しておりますが、駐車スペースが狭く不便となったため、申請地と住宅に隣接した土地(……)を購入し、自家用車4台分の駐車場にしたい計画であります。尚、申請地に隣接した部分は、登記が宅地であり、農地法からはずれておりますので、今回は申請地のみの

審議とさせていただきます。既存の宅地部分とあわせた全体面積は786.78㎡であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共的施設、C及びDがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤推進委員>

今事務局からご案内がありました通り、今回の案件の土地は道に接しておりまして、現状は一部宅地で処理されている、配置図の真ん中の部分の左側が申請地です。こちらについては今まで畑として家庭菜園として使われていたようですが、今回申請がありまして確認しました。1月11日に福島会長と私で立ち会いました。配置図にもありますように、各4点にはプラスチック製の杭およびコンクリート製の杭がしっかりと明確に表示されていました。また、道に面した所ということで、上下水道もはっきりしておりますし、きちんと整備されている土地でございます。よろしくご審議お願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、賃借権の設定でございます。地図は6ページ、7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積127㎡、

大字伊那富…番地にお住まいのFさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積449㎡および、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積57㎡および、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積543㎡、

大字伊那富…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積68㎡および、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積4.78㎡

大字伊那富…番地にお住まいのHさんが所有いたします、

南平…番…、地目は畑、面積553㎡および、

南平…番…、地目は畑、面積474㎡、

岡谷市川岸東…丁目…番地…号にお住まいのIさんが所有いたします、
南平…番…、地目は畑、面積62㎡および、
南平…番…、地目は畑、面積78㎡、
以上5名の所有者より、10筆、計2415.78㎡を
長野市柳町…番地に所在するJが一時的に賃借し、工事用地を拡張するための申請でございます。

借受人は電気事業を営む業者であり、送電線鉄塔高上げ工事のため、申請地を7ヶ月間借受け、工事用地および架線用足場として利用したい計画であります。7ヶ月間の一時転用でありますので、使用後は原状回復し、所有者に返却いたします。

申請地につきまして、今回の議案は筆によって区域区分が異なりますので、それぞれご説明いたします。

地図6ページに記載の6筆につきましては、特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、代替性がなく、一時的な利用であるため、許可はやむを得ないと判断いたします。また、K土地改良区からの同意書も添付されておりました。

地図7ページに記載の4筆につきましては、上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、L及びMがありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。こちらはN土地改良区からの同意書も添付されておりました。

なお、申請地はいずれも農振農用地ですが、一時的な利用であるため、農振除外の必要はありません。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤推進委員>

1月9日、福島会長、Jの方2名と現場を確認しました。10筆ありますが、一括してご説明させていただきます。Jから箕輪町松島の変電所から塩尻市朝日の変電所まで送っている高圧送電線、昭和の初期にできたようですが、これの老朽化で今回2本建て替えたいということで話がありました。この土地については一時転用ということで、3月から9月いっぱいすべてを終了するというので説明を受けました。用地につきましては事前に境界を確認、地主との契約もなから終わっているようですので、今回特に問題はないと思います。また農地については事前に各農地の方立会いで農地の表面を1回表面を剥いで、9月末までに再度耕作できる状態に戻して返却というお約束ができていますので、特に問題ないかと思います。よろしくご審議お願いします。

<福島会長>

これについて、送電線は一度工事のときにはストップするそうです。逐次高齢化が激しいところから順にやっていくそうです。この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<宇治推進委員>

中信松島線なんですよ。下の面積も増えるわけ？借受面積が増えるわけですね？今回は鉄塔を建てるための設定だけでしょ？増えるものについては次の案件であがってくるね？

<事務局>

はい、あがってきます。

<福島会長>

その他ありますか？無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのOさんが所有いたします、
大字小野字井戸場…番…、地目は畑、面積909㎡を、

長野市中御所…丁目…番…号…にお住まいのPさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のOさんは、申請農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のPさんは、申請地に太陽光パネル324枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、Pさんは町外在住ですが、設備の管理等は施工業者が代行して行う予定です。

申請地は山林に囲まれた10ha未滿の農地です。ここは現地を確認する限り、…から…に一带に広がる農地とは一線をはずれ、山の斜面と思われる位置に登記上畑として残っている場所であるところだと見てまいりました。いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他地区での選定を行った結果、周辺の

環境等において申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

1月19日に宇治推進委員と、申請者のPさんの代理人の方と現地を確認しました。…から…に行く道が真ん中を走っているわけですが、道路の西側についてはほとんど1筆くらいの畑で、あとは山林になるというような所で、畑と山林の境にあたりまして、地籍調査は畑までは行っておりますけれど、山林の部分は行っておりません。この申請地につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、畑と山林の境というようななかで、ほとんど木がきているような状態の所でありますので、耕作上は支障がないと思いますけれど、一つここに太陽光の施設ができますと、周辺が太陽光パネルの設置が増えてくるように思われますけれど、住民の説明も行っておりますので、問題はないかと思います。以上です。

<福島会長>

この太陽光に関しましては辰野町の環境委員会のほうで今素案を作っております、6月頃に規制の議案を提案するような段取りをつけているようです。そういったなかでありますので、もうしばらくすれば太陽光の規制が辰野町もできると思いますのでよろしくをお願いします。この件につきまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<宇治推進委員>

今の福島会長の話だと、議案が出て成立すれば新たな縛りができるということだね？縛りに基づいて許可が出されるということですね？

<福島会長>

そうです。6月頃に辰野町議会にかけて、提案をして、それができれば今度辰野町環境委員のほうでちらしを作って全戸配布するようになっているということです。

<宇治推進委員>

いずれにしても、申請者に対してその縛りを見せるのはいいことだと思います。成立したら我々にもその縛りを見せてもらえるわけだね？

<福島会長>

そうです。その他ありますか？無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして2ページを、配置図は3ページをご覧ください。4条でご説明した隣り合わせの案件です。

大字小野…番地にお住まいのQさんが所有いたします、
大字小野字大庭…番…、地目は畑、面積86㎡を、

大字小野…番地…にお住まいのRさんが取得し、通路用地を新設するための申請でございます。

申請者は、申請地に隣接する畑を耕作していますが、進入路が狭く、出入りに不便なため、先ほどの4条でご説明しました申請地と、今回の申請地を合わせて、耕作地への進入路としたい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共的施設、S及びTがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、先ほど4条の案件で中村委員に合わせてご説明いただいた案件です。

<福島会長>

それではこの案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計13件、17筆、面積は24,817㎡、詳細は議案書の9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<一ノ瀬委員>

農業経営基盤強化促進法に基づく規定の中に、借受人に対して土地所有者から借りるという契約をする訳ですけれども、借受人の職業について会社員もしくは農地を所有していない人が借り受けてもいいのかという見解を教えてくださいたいのですが。

<事務局>

特に職業や持っている農地の所有面積に制限はないです。

<一ノ瀬委員>

そうすると、無職であっても、耕作の意思がある方については借受を許すということですか？大変申し訳ないんですけど、横川のAさんの賃借契約が10年になっておりますけれど、この方本当に10年居住される意思があるのかどうなのかということが、同じ耕地内に住んでおりますけれど、その意思確認をしたことがないので。こういう事例ができますと、誰でもがこういうことでもって借りるといことの前例になるのではないかと。それがいけないと言ってるわけではないんですが、いかがなものかと。農地を所有している方が賃借を受けて農業をされるということに関しては別段問題はないと思えますけれど、もうひとつの問題として、移住定住にも係わってくることだと思いますので、そこらへんの見解はしっかりしておいたほうがいいと思います。

<赤羽課長>

Aさんについては、ご承知の通り(Aさんの説明)けれど、ご本人からの今後の計画については当地において農業を継続したいという話を承っております。この件についてはAさんも承知しておられるので、10年というのは問題ないと思います。そうじゃない方が今後いらっしゃるなかにおいて、受け取る際にしっかり確認し、議案としての提出をしていかななくてはならないと思います。

<一ノ瀬委員>

その都度その都度の決定ということによろしいですか？私が心配しているのは、きちんと耕作ができるのであれば問題ないんですが、そういう問題が今後出てくると、農業放棄地にも繋がっていくんじゃないかなということが一番懸念するわけです。せっかく担い手としてやっていただくということで非常に良いことだとは思いますが、それがこういうふうに出てきちゃうとどうなのかなと思います。ま、そこら辺は今後委員会で認定するときはきちんと決裁をしていただければなと思います。

<宇治推進委員>

私の場合は百姓をしていないので、今言ったように私が借りたいと言っても、農業やっていないし、農機具も持っていない。実際そばを作るからと言っても、実際は作れない。でもここで認めちゃうわけ。全く縛りがなくてこのままやった場合に果たしていいんだろうかという質問はその通りなんです。だからやはりここにも規制を入れるべきんじゃないかと。無断転用で誰かに貸しちゃうかもしれない。果たしてこれでいいんだろうかと疑問が残る。

――農業経営基盤強化促進法に基づく規定等については、次月明確にしたうえで返答する――

【議案第3号、非農地の承認について】

<事務局 小松>

非農地証明書の交付申請であります。地図は10ページをご覧ください。

今回は、大字小野…番地にお住まいAさん所有の

大字小野字春宮…番、地目は畑、面積185㎡および

大字小野字春宮…番、地目は田、面積105㎡および

大字小野字春宮…番、地目は畑、面積284㎡および

大字小野字春宮…番、地目は畑、面積221㎡および

大字小野字^{みさやま}御射山…番…、地目は畑、面積955㎡

について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は40～50年程前から山林となっており、周囲も山林となっており、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

地図を見ていただきたいのですが、春宮の関係につきましては(場所の説明)になります。戦時中に開墾をして畑あるいは田として耕作をされていたようですが、戦後になり耕作をしなくなったというような状況のなかで、周辺につきましては植林がされて山林化になっておりました。現地につきましても一部木を植えられて山林に現況はなっておりますが、登記地目が農地で残っていたということで、今回非農地証明で地目を変えるということです。御射山…の…につきましても、戦中はやはり開墾をして作物を作り、その後桑を植えて養蚕業にしていたようですが、周囲が山林化されていますので、今回の非農地証明を提出されたようです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<事務局 小松>

それでは報告事項です。

(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、合意解約計 4 件、中間管理事業による合意解約、集積、配分計 2 件、議案書の 12 ページの通りであります。

報告事項は以上でございます。

—休憩—

農業経営基盤強化促進法に基づく規定について再度意見交換

<赤羽課長>

認定許可要件っていうのがあって、昔のやみ小作を防止するために簡単に誰でもかれでもってのがあったけれど、簡単にという部分が、果たしてその人たちが継続して農業をやってくれるかという判断はしなきゃいけない。

<中村委員>

20 アール以上借りておいて、あとで 3 条で農地を買うってこともできる。悪いほうに使われるケースもある。本来なら 5 条で転用しなきゃいけないものを、3 条で買っておいて後で 4 条で転用するっていうケースもある。農地が簡単に動くようになってきちゃう。

<野澤典生推進委員>

新規就農者で来られた方が新規に始めるときは非常に厳しくなっちゃいますよね？

<赤羽事務局長>

そのハードルを下げるために、この農業経営基盤強化促進法っていうのができたんです。昔は農地法だけでいくと、元々の農地が無い人はやりようがなかったので、やみ耕作みたいなことをやっていて、実は実績がありましてってことで何十年前かの農業委員会では通すことが可能だった。農業経営基盤強化促進法っていうのは小作者の権利というよりも、所有者の権利を優先している部分強い。要は、所有者が 10 年って決めれば 10 年後にもう貸さないよって言えばそこで縁を切れる。農業経営基盤強化

促進法ができたことによって、貸し手も気軽に貸せるし、借り手も気軽に借りられる。でもさっき言われたような乗り換えのような悪いことに使われることもあることはある。

<一ノ瀬委員>

なぜこんなことを申し上げるかという、辰野町が薦めている移住定住があるじゃないですか。その新規農業希望者が来るわけですよ。実際に私のところに塩尻と長野の方で川島に住んでやりたいと言ったけれど、農地を買えないからだめだという話が半年前にありました。本当にやる気のある人はいいです。トラクター持ってるからとかでやる人はいいですけど、そういう方じゃない人がこういう貸借をやることによって、何らかのおかしな方向性になってしまうのはどうかなと思ったので、お聞きしたんです。農業委員会とすれば、放棄地ができないように今後対策をするなかでは、こういうことも必要でしょうし、随時許可していくことも大事でしょうし、やりたいという方の意を削ぐようなことはやらないほうがいいと思いますけれど、やはりさっきの太陽光と一緒に、なんらかのちょっとした規定で皆が合意形成できて、これがあるから OK だよというものがないといけないような気がします。

<中村委員>

小野にも神奈川にあるAが一生懸命農業やって、契約者に物を売って成功している人がいるんだけど、その人が小野に土地を求めてきたんだけど、今そこは全然耕作されていない。荒れ放題。草を刈ったりはしますよと言っているが、実際は荒れている。だから一ノ瀬さんが心配するようなことはあるんですよ。そこからイノシシの問題なんかも出てくるので迷惑なんです。

<宮島推進委員>

確認をして契約をするということを言ったので、みんなが何を知りたいのか、その確認の内容がしっかりしたものを決めておいたほうがいい。

<赤羽事務局長>

では、内容については次回あらためてご説明させていただくということで、許可をお願いします。

<福島会長>

それではこの議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく案件につきまして賛

成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

その他 (事務局)

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農振除外申請提出状況(令和2年1月末締切分)の情報共有について
別紙参照

○令和元年度えごまの収穫量と用途について(古村推進委員長)
別紙参照

えごま油 50 本、えごまパウダー70 袋を、学校給食用として教育委員会へ贈呈式を行う予定。

○農地相談活動等の情報共有について
別紙参照

○下限面積の設定について
別紙参照

今回の相談案件において、取得しようとする農地が青地に指定されているために空き家とセットで購入できず、農地だけが残ってしまうことが懸念されるという相談があった。これを受けて、下限面積の見直しをしたい。

次回農業委員会総会において、議案として提出し、審議していただきたい。

○次回委員会総会開催日:3月4日(水) 午前9時30分から 消防庁舎中会議室
(総会決定日から変更)

○上伊那ファーマーズの集いについて

2月18日(火)13:30～ 上伊那農業協同組合本所フラワーホール

終了後 パレスたつのにて祝賀会

瀬戸委員 両方とも欠席

宇治推進委員 祝賀会のみ出席

小澤委員 集いのみ出席

○鋸南町視察について

2月21日(金)鋸南町がえごまの視察に来庁される。

会長、代理、推進委員長、事務局

(閉会)

<新村職務代理>

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印